

## 湖北圏域病院運営検討会議設置要綱

令和6年1月18日  
長浜市  
日本赤十字社  
滋賀県長浜保健所

### (目的および設置)

第1条 多様化する医療需要に対応し、将来にわたり質の高い医療が継続して提供できるよう、湖北保健医療圏域内の病院における医療提供体制の再構築を図るため、湖北圏域病院運営検討会議(以下「病院運営検討会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 病院運営検討会議では以下の事項を所掌する。

- (1)病院ビジョンの骨子
- (2)病院ビジョンの骨子を実現するにあたっての課題の整理
- (3)課題を解決するための方策
- (4)医療提供体制の再構築に向けたスケジュール
- (5)その他、病院運営検討会議の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 病院運営検討会議の委員は別紙のとおりとする。

2 病院運営検討会議には議長を置き、議長は委員の互選により選出する。

### (会議)

第4条 病院運営検討会議は、必要に応じて適当と認める有識者等に会議への出席を求め、意見もしくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができる。

2 病院運営検討会議の開催および会議資料は原則として非公開とする。

### (部会)

第5条 病院運営検討会議には部会を設置することができる。

- 2 部会は議長の指名するものをもって組織する。
- 3 部会には部会長を置き、部会委員のうちから互選する。
- 4 部会長は部会の経過および結果を病院運営検討会議に報告する。
- 5 その他、部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

### (庶務)

第6条 病院運営検討会議の庶務は長浜市、日本赤十字社および滋賀県長浜保健所が共同で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、病院運営検討会議の運営等に関し必要な事項は、議長が病院運営検討会議に諮って定める。

附則

この要綱は、令和6年1月18日から施行する。